

2. 改定内容

- ・基金の活用をしながら、税率を引き上げます。
- ・「子ども・子育て支援金」の納付分として、新しく子ども分の税率を設定します。
- ・1年間の保険税額は、世帯の状況や所得によって異なりますが、改正前と比較して約6～7%程度の増額となります。参考として、ページ下部に記載の試算ページ(市ホームページ)をご確認ください。

| | 変更前(令和7年度の税率) | | | 変更後(令和8年度の税率) | | | |
|------------------|---------------|---------|---------|---------------|---------|---------|--------|
| | 医療分 | 支援分 | 介護分 | 医療分 | 支援分 | 介護分 | 子ども分 |
| 所得割率 | 7.67% | 2.78% | 2.14% | 8.00% | 2.70% | 2.40% | 0.28% |
| 均等割額 (1人あたり) | 32,100円 | 11,400円 | 10,700円 | 34,600円 | 11,600円 | 12,200円 | 1,100円 |
| 18歳以上 均等割額(※) | — | — | — | — | — | — | 100円 |
| 平等割額 (1世帯あたり) | 21,800円 | 7,700円 | 5,500円 | 22,400円 | 7,600円 | 6,100円 | 700円 |

※18歳未満の方は子ども分の均等割額を全額軽減し、その軽減分を18歳以上の方の均等割額に上乗せして設定します。

3. 国民健康保険税の令和8年度の保険税額を試算できます

市ホームページに添付したエクセルシートで令和8年度の保険税額を試算できますので、税率改定後の保険税額の参考としてください。

正確な保険税額は、7月に送付される当初納税通知書でご確認ください。

※低所得世帯は軽減措置(均等割額および平等割額に対して7・5・2割軽減)が適用されるほか、急激に収入が減額となった場合等の減免制度もあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



▲試算について



▲減免について

4. 今後の国民健康保険税を抑えるために

歳出の大半を占める医療費を抑えるために、みなさんができること

- ・特定健診やがん検診などの各種検診を受診し、日頃の健康づくりを心がける
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)の効果的な利用
- ・薬の飲み残しの確認や「お薬手帳」の適正な活用(薬の重複処方を避けるために、複数持っている人は1つにまとめ、受診の際は持参)